

三芳町学校再編等審議会条例

(設置)

第1条 三芳町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境の改善等を行い、持続可能な望ましい学校教育の実現に資するため、三芳町学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申する。

- (1) 小中学校の再編に関する事項
- (2) 小中学校の通学区域の編成に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の保護者を代表する者
- (3) 行政連絡区を代表する者
- (4) 小中学校の学校長
- (5) 町民のうちから公募により選出された者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年又は教育委員会の諮問に対する審議会の答申が終了する日のいずれか早い日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。